

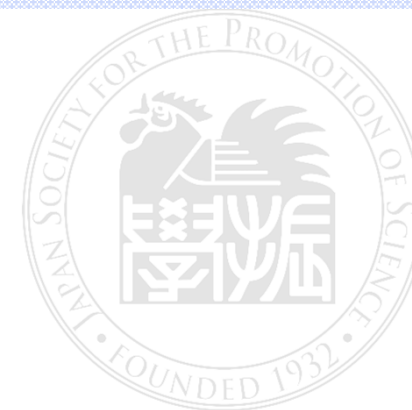
令和4年度採用分海外特別 研究員の募集について

日本学術振興会 海外派遣事業課

【目次】

1. 募集要項
2. 電子申請手続及び申請書類の提出について





1. 募集要項



海外特別研究員事業

海外特別研究員-RRA事業

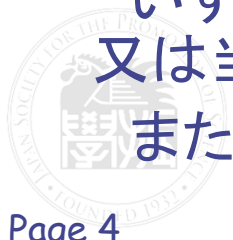


海外特別研究員事業は、我が国における学術の将来を担う国際的視野に富む有能な研究者を養成・確保するため、優れた若手研究者が海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう支援する制度です。

海外特別研究員-RRA(Restart Research Abroad)事業は、我が国における学術の将来を担う国際的視野に富む有能な研究者を養成・確保するため、学術研究分野における男女共同参画を推進する観点を踏まえ、優れた若手研究者が結婚・出産・育児・看護・介護のライフイベントによる研究中断の後に、海外の特定の大学等研究機関において長期間研究に専念できるよう支援する制度です。

いずれの事業も、我が国の大学等学術研究機関に所属する研究者、又は当該研究者を志望する者を対象とします。

また、対象分野は、人文学、社会科学及び自然科学の全分野とします。



申請資格

海外特別研究員

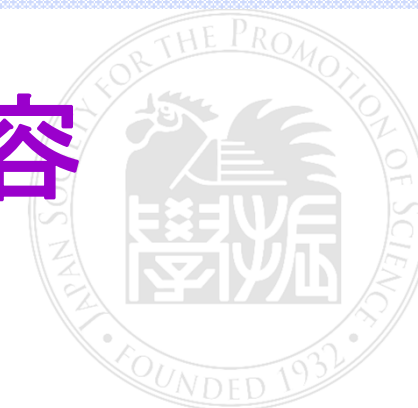
- ・我が国の大学等学術研究機関に所属する研究者（常勤・非常勤の別や任期の有無を問わない。）、又は、当該研究者を志望する者。
- ・採用年度の4月1日現在、博士の学位を取得後5年未満の者。
- ・採用年度の4月1日現在、大学等研究機関の任期の定めのない常勤研究職の職歴が過去通算して5年未満の者。
- ・日本国籍を持つ者、又は永住を許可されている外国人

海外特別研究員-RRA

（下線部は海外特別研究員との違い）

- ・我が国の大学等学術研究機関に所属する研究者（常勤・非常勤の別や任期の有無を問わない。）、又は、当該研究者を志望する者。
- ・以下のいずれかによる研究中断等の期間が通算90日以上ある者（年齢及び性別は問わない。）（※）
 - （1）申請者本人又は配偶者の出産又は育児
 - （2）家族の看護
 - （3）家族の介護
 - （4）結婚に伴う転居による辞職（辞職時の職が常勤職に限る。）
- ・採用年度の4月1日現在、博士の学位を取得後10年未満の者。
- ・採用年度の4月1日現在、大学等研究機関の任期の定めのない常勤研究職の職歴が過去通算して5年未満の者。
- ・日本国籍を持つ者、又は日本に永住を許可されている外国人

採用数・採用期間・支援内容



● 新規採用予定数

- 海外特別研究員 130名程度
- 海外特別研究員-RRA 5名程度

※予算の状況により変更されます。

● 採用期間

- 2年間(共通)

● 支援内容 ※下線部分は海外特別研究員-RRAのみ適用

- 滞在費・研究活動費:派遣国により年額約450～620万円)(共通)
- 往復航空賃(海外特別研究員-RRAが子を同伴する場合は、帯同する子にかかる往復航空賃も含む)
- 子供手当(海外特別研究員-RRAが帯同する子一人につき滞在費・研究活動費の10%相当)



募集要項上の留意事項

(令和2年度(2020年度)採用分～)



- 申請資格としての常勤・非常勤の取扱い
申請時点での職に係る常勤・非常勤の別は問いません。
日本の所属機関で身分を持つ採用内定者は、採用期間中も当該機関に身分を残すか否かを機関と調整し、身分を残す場合は機関の承認を得る必要があります。

※令和4年度採用分募集要項「4. 申請資格」
我が国の大学等学術研究機関に所属する研究者(常勤・非常勤の別や任期の有無を問わない。)、又は、当該研究者を志望する者



今回募集における主な変更点について-①

【募集要項】

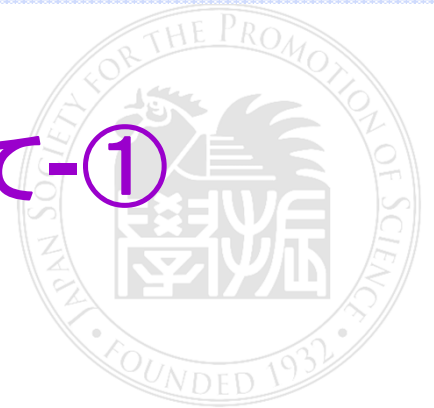
(共通)

・審査方式について、これまで第二次選考として面接選考を行っていましたが、書面審査及び合議審査による選考に変更しました。面接選考は行いません。

(海外特別研究員-RRA)

・申請内容ファイルの最終ページの「支援の必要性」の項目を削除しました。

・申請書情報において、「研究中断理由」「研究中断直前の職・身分・雇用形態」及び「研究中断期間」の記入欄を新設しました。



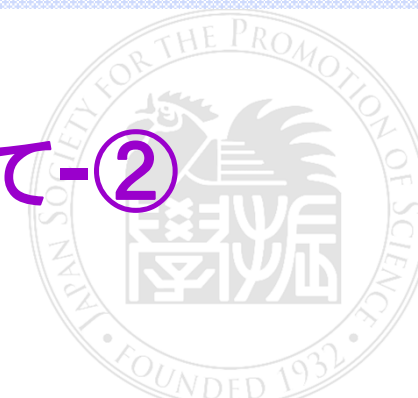
今回募集における主な変更点について-②

【募集要項】

(共通)

・前年度採用分と比較して申請書の各項目を次のとおり変更しました。

令和3年度採用分	令和4年度採用分(今回)
1. 申請書情報等 2. 現在までの研究状況 3. 派遣先における研究計画 (1) 研究目的・内容 (2) 研究の特色・独創的な点 (3) 外国で研究することの意義(派遣先機関・受入研究者の選定理由) (4) 人権の保護及び法令等の遵守への対応 4. 研究遂行能力	1. 申請書情報等 2. 派遣先における研究計画 (1) 研究の位置づけ (2) 研究目的・内容等 3. 外国で研究することの意義(派遣先機関・受入研究者の選定理由) 4. 人権の保護及び法令等の遵守への対応 5. 研究遂行力の自己分析



今回募集における主な変更点について-③

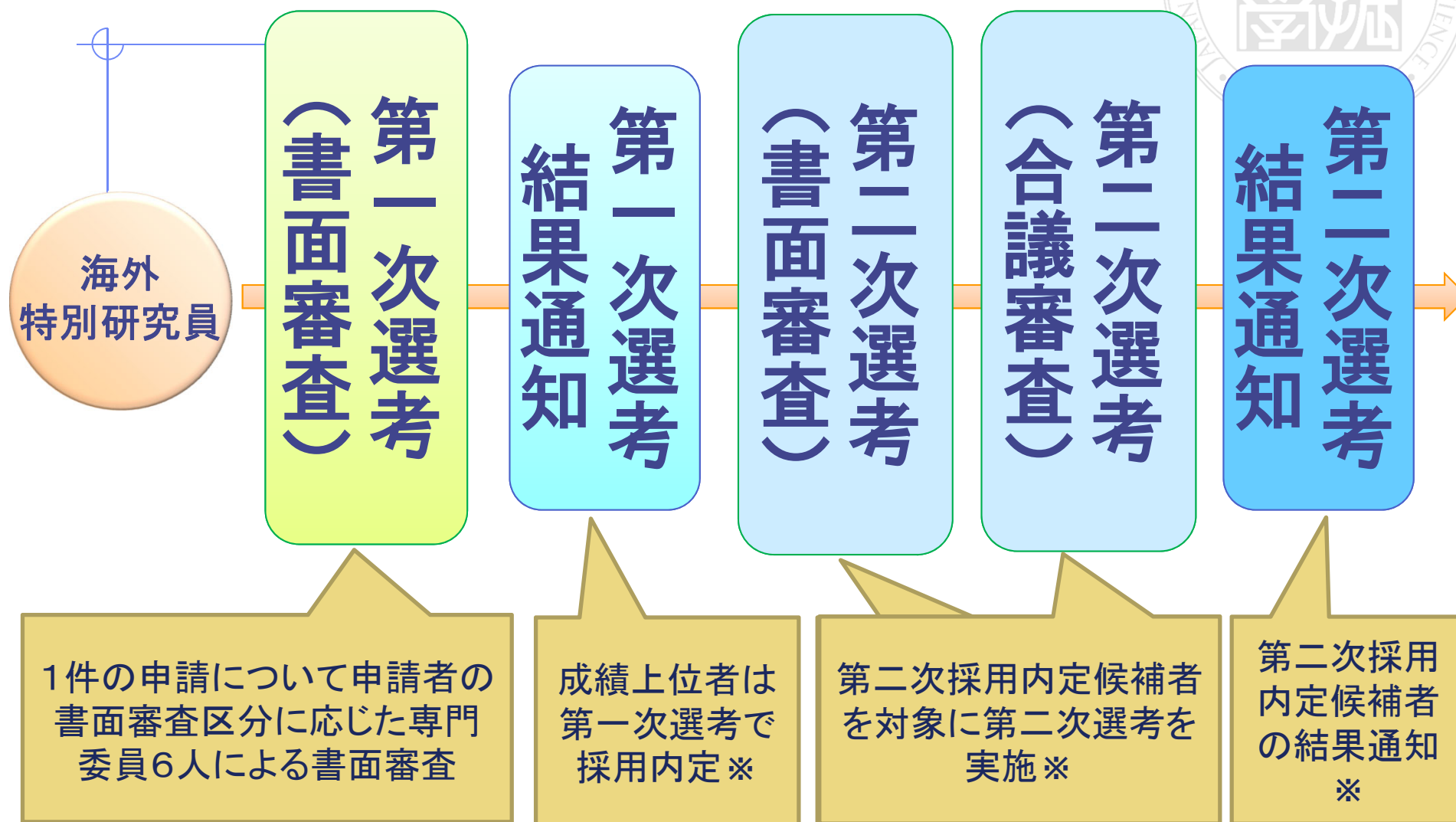
【募集要項】 (共通)

- 研究専念義務の解釈について

採用者は、「海外特別研究員としての研究活動」を自らの主たる活動とし、その遂行に支障が生じることがないように、採用期間中において自らの活動全体を適切に管理してください。

なお、一定の条件の下で、採用期間中の労働による報酬を受給することも妨げないこととします。詳細は、採用内定通知に同梱する『日本学術振興会海外特別研究員遵守事項及び諸手続の手引』を参照してください。

選考について



審査方針

申請書は、これらを踏まえて作成

- 海外での研究経験を通じて、学術の将来を担う優れた研究者となる
ことが十分期待できること。
- 申請者が海外の研究機関で研究活動を行うことにより、※研究環境を
変えて、新たな研究課題に挑戦することを目指す研究計画や、派遣
前に行っている研究を大きく発展させることが期待できる研究計画を
有するものについて優先させること。
- 研究計画が具体的であり、申請者と海外における受入研究者との
事前交渉等が十分になされていること。海外で研究活動を行うにあ
たり、相応の語学能力(英語であれば、TOEFL(Internet-based)79
点、TOEIC730点、英検準1級のいずれか程度)を有することが望ま
しい。



書面審査セットについて-①

* 海外特別研究員ウェブサイト
→「メニュー」
→「審査」
→「書面審査セット」

書面審査セットとは、書面審査を行うためのグループです。審査は、申請者の書面審査区分ごとに行いますが、適切な相対評価ができるように、関連する小区分を組み合わせ、事業毎にグループ化しています。

このように各書面審査区分(又は、小区分をグループ化したもの)に、6人の専門委員を割り当てたものを「書面審査セット」と呼んでいます。セット毎の専門委員については、専門分野のバランス、各審査員の所属機関が異なるようにすることなど、公平性に配慮しています。

書面審査区分	小区分	コード	セット
分子レベルから細胞レベルの生物学およびその関連分野	分子生物学関連	43010	生物A
	構造生物化学関連	43020	
	機能生物化学関連	43030	
	生物物理学関連	43040	
	ゲノム生物学関連	43050	
	システムゲノム科学関連	43060	
細胞レベルから個体レベルの生物学およびその関連分野	細胞生物学関連	44010	生物B
	発生生物学関連	44020	
	植物分子および生理科学関連	44030	
	形態および構造関連	44040	
	動物生理化学、生理学および行動学関連	44050	
神経科学およびその関連分野	神経科学一般関連	46010	生物C
	神経形態学関連	46020	
	神経機能学関連	46030	
個体レベルから集団レベルの生物学と人類学およびその関連分野	遺伝学関連	45010	生物D
	進化生物学関連	45020	
	多様性生物学および分類学関連	45030	
	生態学および環境学関連	45040	
	自然人類学関連	45050	
	応用人類学関連	45060	

〔例：書面合議審査区分が生物系科学の場合〕

例えば、小区分43010を選択した申請者は、小区分43020、43030、43040、43050、43060を選択した申請者と合わせた書面審査セットで審査されます。

審査に当たる専門委員の専門分野は、審査区分表を参照してください。

書面審査セットについて-②

* 海外特別研究員ウェブサイト
→「メニュー」
→「審査」
→「審査区分表」

小区分の中には複数の書面審査区分や書面合議審査区分に表れているものがあります。複数の書面審査区分及び書面合議審査区分に対応している小区分は下表の通りです。書面審査区分及び書面合議審査区分を選択するに当たっては、申請者は審査区分表を参照しつつ、自らの申請研究課題に最も相応しいと思われるものを選択してください。

【複数の書面審査区分、書面合議審査区分に表れる小区分】

小区分	小区分の説明	対応する書面審査区分	対応する書面合議審査区分
02090	日本語教育関連	12, 25	人文学, 社会科学
02100	外国語教育関連	12, 25	人文学, 社会科学
80010	地域研究関連	14, 22	人文学, 社会科学
80020	観光学関連	14, 23, 24	人文学, 社会科学
80030	ジェンダー関連	14, 22, 24	人文学, 社会科学
80040	量子ビーム科学関連	34, 35	数物系科学
90010	デザイン学関連	11, 53, 62	人文学, 工学系科学, 情報学
90020	図書館情報学および 人文社会情報学関連	12, 61	人文学, 情報学
90030	認知科学関連	26, 62	社会科学, 情報学
90110	生体医工学関連	90	工学系科学, 医歯薬学
90120	生体材料学関連	90	工学系科学, 医歯薬学
90130	医用システム関連	90	工学系科学, 医歯薬学
90140	医療技術評価学関連	90	工学系科学, 医歯薬学
90150	医療福祉工学関連	90	工学系科学, 医歯薬学

【複数の書面合議審査区分に表れる書面審査区分】

書面審査区分	書面審査区分の説明	対応する書面合議審査区分
90	人間工医学およびその関連分野	工学系科学, 医歯薬学



人権の保護及び法令等の遵守への対応について

研究計画を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続が必要な研究が含まれている場合は、どのような対策と措置を講じるのかについても併せて確認しています。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

申請書においては、上記のように法令等に基づく手続が必要な研究が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのか、また、対象となる研究について研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きの状況なども併せて具体的に記述してください。

なお、該当しない場合には、その旨記述してください。

令和4年度(2022年度)採用分海外特別研究員の 募集から採用までの主な流れ



2021年2月1日

募集要項公表

各研究機関で申請書を取りまとめる

3月中旬～5月7日

申請受付

6月～7月下旬ごろ

第一次選考
(書類選考)

1件の申請について申請者の書面審査区分
に応じた専門委員6人による書面審査



8月上旬～中旬
※選考結果は、電子申請
システムにおいて開示

10月～12月頃

2022年1月上旬まで
※選考結果は、電子申請
システムにおいて開示

2022年4月1日

※第一次採用
内定者

※第二次採用内定
候補者

※不採用者

第二次選考
(書面審査及び合議審査)

※第二次採用
内定者

※補欠者

※不採用者

採用内定者

資格要件を確認し、その後順次派遣



研究倫理教育の受講等について

海外特別研究員採用手続書類提出前までに、研究倫理教育の受講等が必要となります。

(研究倫理教育教材の履修方法の例)

- ・『科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会の通読
- ・研究倫理e ラーニングコースe-Learning Course on Research Ethics[eL CoRE]の受講
- ・APRIN eラーニングプログラム(eAPRIN)の受講
- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の履修

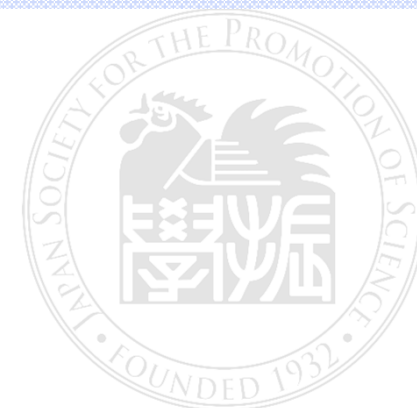




2. 電子申請手続及び申請書類等の提出について



申請書(申請内容ファイル)の構成



- 2. 【派遣先における研究計画】
 - (1) 研究の位置づけ
 - (2) 研究目的・内容等
- 3. 【外国で研究することの意義】
- 4. 【人権の保護及び法令等の遵守への対応】
- 5. 【研究遂行力の自己分析】



申請書(申請内容ファイル)の各項目

申請書の各項目の内容は以下のとおりです。それぞれの項目について、枠内に記載の指示に従って記入してください。

2. 【派遣先における研究計画】 ※適宜概念図を用いるなどして、わかりやすく記入してください。様式の変更・追加は不可。✖

(1) 研究の位置づけ

海外特別研究員として取り組む自身の研究の位置づけについて、当該分野の状況や課題等の背景、並びに本研究計画の着想に至った経緯も含めて記入してください。✖

2. 【派遣先における研究計画】(続き)

(2) 研究目的・内容等 (図表を含めてもよいので、わかりやすく記述してください) ✖

- ① 海外特別研究員として取り組む研究計画における研究目的、研究方法、研究内容について記述してください。✖
- ② どのような計画で、何を、どこまで明らかにしようとするのかを具体的に記入してください。✖
- ③ 研究の特色・独創的な点(先行研究等との比較、本研究の完成時に予想されるインパクト、将来の見通し等)にも触れて記入してください。✖
- ④ 共同研究の場合には、申請者が担当する部分を明らかにしてください。✖

3. 【外国で研究することの意義(派遣先機関・受入研究者の選定理由)】 ✖

- ① 申請者のこれまでの研究と派遣先機関(受入研究者)の研究との関連性について記述してください。✖
- ② 国内外の他研究機関(研究者)と派遣先機関(受入研究者)とを比較し、派遣先で研究する必要性や意義について明らかにしてください。(フィールドワーク・調査研究を行う場合、派遣先地域で研究する必要性や意義を中心に述べても構いません。) ✖

4. 【人権の保護及び法令等の遵守への対応】 ※図表を含めてもよいので、わかりやすく記入してください。様式の変更・追加は不可。✖

本欄には、「2. 【派遣先における研究計画】」を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのか記述してください。例えば、個人情報等を伴うアンケート調査・インタビュー調査、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となりますので手続きの状況も具体的に記述してください。また、既に海外において研究を開始している者で、当該国の法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合は、その対策と措置をどのように講じているのかを記述してください。該当しない場合には、「該当しない」と記載してください。✖

申請書(申請内容ファイル)の各項目(続き)

5. 【研究遂行力の自己分析】 ※各事項の字数制限はありませんが、全体で2頁に収めてください。様式の変更・追加は不可。⌘
本申請書記載の研究計画を含め、当該分野における(1)「研究に関する自身の強み」及び(2)「今後研究者として更なる発展のため必要と考えている要素」のそれぞれについて、これまで携わった研究活動における経験などを踏まえ、具体的に記入してください。⌘

※ 申請書の本項目枠外に記載の斜体で記した内容を熟読の上、記入してください。なお、作成後、斜体の文字は削除してください。



電子申請手続について-①

※海外特別研究員募集要項
p. 3 参照。

申請書提出(送信)時点での所属状況により「機関申請者」と「個人申請者」に分かれます。

<機関申請者>

- ・国内の文部科学省科学研究費補助金の応募資格のある研究機関に所属する者

⇒ 申請者は申請時点の所属機関にIDとPWの発行を依頼作成した申請書の提出先はその所属機関

※募集要項に記載の申請書提出(送信)期限は、所属機関長から本会への提出(送信)期限です。申請者が所属機関長に提出(送信)する期限はそれ以前となりますので必ず確認してください。

※機関申請者に該当する者が個人申請者として申請することはできません。
本会へ直接提出(送信)された申請書類は受付ません。

電子申請手続について-②

※海外特別研究員募集要項
p. 3参照。

申請書提出(送信)時点での所属状況により「機関申請者」と「個人申請者」に分かれます。

<個人申請者>

- ・文部科学省科学研究費補助金の応募資格のない日本国内の研究機関に所属する者
- ・海外の研究機関等に所属する者
- ・申請時点においては所属がない者

⇒ 申請者は本会にIDとPWの発行を依頼
作成した申請書は直接本会へ提出(送信)

電子申請手続について-③



【申請者氏名の登録】(電子申請システム)

※詳細は申請書作成要領参照。

「戸籍名」と「登録名」の両方を登録

○戸籍名

- ・戸籍に記載されている氏名。
(外国人の場合は「在留カード」等に記載の氏名。)
- ・本名が必要な場合に使用する氏名。(郵送物送付等)
- ・申請機関の担当者がID・パスワードを発行する際に入力。
(個人申請者の場合は、ID・パスワード取得時に本人が入力。)

※ 申請者は、電子申請システムにて申請書を作成する際に、「戸籍名」欄に表示されている氏名が戸籍名として正しいか確認。もし誤っている場合は申請機関の担当の方へ修正を依頼してください。

電子申請手続について-④



【申請者氏名の登録】(電子申請システム)

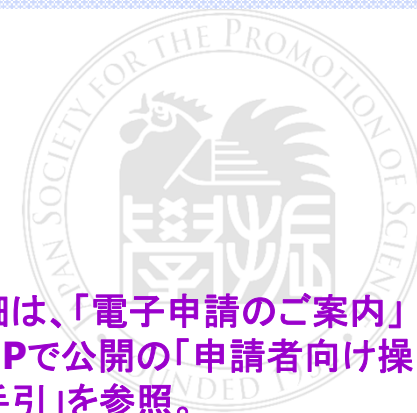
※詳細は申請書作成要領参照。

「戸籍名」と「登録名」の両方を登録

○登録名

- ・採用者として公表する際など、通常採用者として本会で取り扱う際に使用する氏名。
- ・申請者が電子申請システムにて申請書情報を作成する際に自身で入力。
- ・旧姓や通称名を使用することも可能。

電子申請手続について-⑤



【申請者氏名の登録】(電子申請システム)

※詳細は、「電子申請のご案内」のHPで公開の「申請者向け操作手引」を参照。

- ・使用できる文字はJIS第1、2水準の文字のみ。

入力しようとする文字がJIS第1、2水準以外の場合

⇒ 第1、2水準の文字に置き換えて登録。

置き換える文字がない場合は全角カタカナを使用。

※上記以外の文字を使用した場合、システムでエラー表示が出ます。

- ・ローマ字表記はパスポートとの整合性に留意。

⇒ 姓の欄に姓を、名の欄に名を登録。

※英文証明書には、電子申請システムに登録された内容を「姓, 名」の順で表示します。誤って登録すると、パスポートと整合しないことにより、ビザ等の発行に不都合が生じる可能性があります。

電子申請手続について-⑥



【申請書情報入力の際の注意事項】

※入力の際は必ず「申請書作成要領」を参照。

○書面合議審査区分、書面審査区分(申請書p.1)

- ①「小区分コード」に応じて書面合議審査区分が自動的に決まる場合
- ② 審査を希望する書面審査区分、書面合議審査区分を選択する必要がある場合

の2つのパターンに分かれます。

①の場合⇒「書面審査区分」及び「書面合議審査区分」欄が自動的に表示され、欄内が灰色になり、選択できないようになります。

入力は不要です。

②の場合⇒「小区分コード」を入力しても、「書面審査区分」欄、「書面合議審査区分」欄、あるいは両方の欄に何も表示されず、審査希望区分を申請者が選択可能な状態になります。希望する審査区分をプルダウンメニューから選択してください。

電子申請手続について-⑦



【申請書情報入力の際の注意事項】

※入力の際は必ず「申請書作成要領」を参照。

○小区分コード(申請書p.1)

小区分コード表を参照の上、5桁のコード番号を入力する項目です。

○小区分名(申請書p.1)

小区分コードを入力し、「確定」ボタンをクリックすると、小区分コードに対応する小区分名が表示されます。

○専門分野 (申請書p.1)

申請者自身が考える専門分野名をテキストで入力する項目です。
審査における小区分とは関係ありません。

電子申請手続について-⑧

※入力の際は必ず「申請書作成要領」を参照。

【申請書情報入力の際の注意事項】

○希望連絡先

住所：採用手続書類を確実に受け取れるように、必要な情報は全て入力。

(例.〇〇様方、〇〇専攻、〇〇研究室、〇〇号館-〇〇号室)

※機関によっては学生宛の郵便物を受け取らないところもあるので、必ず確認した上で入力してください。

電話番号：必ず連絡の取れる電話番号を入力。(必須)

E-mail：必ず申請者本人と直接連絡の取れるものを入力。(必須)

複数のアドレスを所有している場合、「E-mail 2」にも入力。

※E-mailについては、申請書情報を「完了」した際に、アドレス確認のためにメールを送信します。届かない場合は修正してください。

※連絡先に変更があった場合は、システムで速やかに更新してください。
ただし、審査結果開示時期など、学振作業中には更新できません。

申請書について-①

事務担当者用チェック要領:

<https://www.jsps.go.jp/j-pd/data/shinsei/yoryo.pdf>



申請書情報の確認箇所(1ページ目)

A: 申請者氏名

登録名に誤りがないか確認。

B: ⑩研究・職歴等別紙

⑩の欄に記入しきれない場合に、電子申請システムで「別紙:有」を選択すると、別紙様式の取り込みが必須。別紙に研究・職歴等の全履歴事項の内容が印字されているか確認。

C: 現在の所属機関

「職名」、「任期の有無」に誤りが無いか確認。

《申請書情報》		令和4年度採用分 海外特別研究員 申請書		第 版	
受付番号					
審査区分	①書面合議審査区分				
	②書面審査区分				
	③小区分名				
	④小区分コード				
⑤研究課題名					
⑥申請者情報等					
⑦氏名	登録名	(フリガナ) (姓)	(名)	(名)	(名)
⑧大学院博士課程(出身または在学)	入学年月	年 月 日	入 学 進 学		
	大学名	国内の大学 / 海外の大学			
	研究科名				
	課程種別				
	修了・退学等	(西暦) 年 月 日	修了 / 単位取得満期退学 / 中途退学		
	学位	(西暦) 年 月 日			
	学位付記				
	専攻分野				
⑨学歴(学部、修士、博士)					
⑩研究・職歴等					
研究・職歴等の別紙の有無	有 / 無				
就職日(大学等研究機関の任期に定める無い常勤研究職)	(西暦) 年 月 日				
⑪現在の所属機関	所属機関名				
	部局名				
	職名	任期の有無	有 / 無		

申請書について-②

事務担当者用チェック要領:

<https://www.jsps.go.jp/j-pd/data/shinsei/yoryo.pdf>

申請書情報の確認箇所(2ページ目)

D: 申請時点における身分

機関申請者であると当該機関が認めた者以外が(1)我が国の大学等学術研究機関に所属する研究者を選択していないか確認。

E: 現在の受入研究者

申請機関に所属する研究者である場合、氏名や所属部局、職名等が正しく記入されているか確認。

F: 出身大学院の研究指導者

申請機関に所属する研究者である場合、申請者が大学院博士課程に相当する課程に在学当時の研究指導者に関する情報が正しく記入されているか確認。

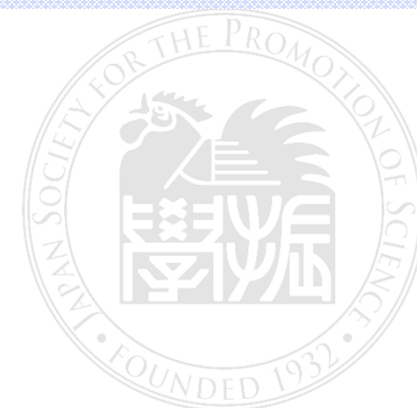
⑫申請時点における身分	☐ (フリガナ) ☒ (1) 我が国の大学等学術研究機関に所属する研究者 ☐ (2) 我が国の大学等学術研究機関に所属する研究者を志望する者		
⑬海外特別研究員終了後の進路	☒ D		
⑭派遣を希望する期間	(西暦) 年 月 日 ~ (西暦) 年 月 日 (2年間)		
⑮派遣国			
⑯海外における受入の大学等研究機関での身分			
⑰現在の受入研究者	氏名	(フリガナ) (姓) (名) (漢字またはローマ字) (姓) (名) 外国人の場合、ローマ字入力。	
	科研費研究者番号		
	所属機関名	国内の機関 / 海外の機関	
	部局名		
⑱出身大学院の研究指導者	氏名	(フリガナ) (姓) (名) (漢字またはローマ字) (姓) (名) 外国人の場合、ローマ字入力。	
	所属機関名	国内の機関 / 海外の機関	
	職名		
	職名		
⑲海外における受入研究者	氏名	(英文) (FAMILY NAME) (First Name) (Middle Name) 海外受入研究者が日本人の場合、入力してください。 (漢字等) (姓) (名)	
	職名	(英文) (和文)	
	受入機関名	(種別) 大学 / 国公立試験研究機関 / 非営利の民間研究機関 (英文)	
	受入部局名	(英文) (和文)	
	受入部局名	(英文) (和文)	
	受入部局名	(英文) (和文)	
⑳評価書作成者	氏名	(フリガナ) (姓) (名) (漢字またはローマ字) (姓) (名) 外国人の場合、ローマ字入力。	
	所属機関名	国内の機関 / 海外の機関	
	部局名		
	職名		

申請書について-③

【注意事項】

- 所定の様式以外での申請は認められません。
- 所定の様式以外に新たに用紙を加えること、ページ数を変更することはできません。
- 申請内容ファイルの各項目について、様式の変更、指定されたものの以外の項目を付け加えることはできません。
- 提出期限は必ず厳守してください。

注：申請書(別紙を含む)に不備等があった場合、審査にあたり不利益を生じることがあります。
申請資格については採用手続時に最終確認し、満たさない場合は不採用となります。



海外特別研究員-RRA事業の提出書類について①

本事業では、通算90日以上の研究中断期間の確認に際し、複数の公的書類の提出をお願いしています。本事業募集要項における公的書類とは、「地方自治体(市区町村)又は所属機関長等が発行する」ものを指しますが、中断理由や状況によっては、これらの機関が通常発行している文書のみでは、特に「研究専念不可」の事実を証明することが難しい場合があります。

以降のスライドにおいて、「研究に専念できていない期間の勤務状況又は勤務形態が明記された書類」に相当する文書の例を事例毎に示しますので、ご参照ください。



海外特別研究員-RRA事業の提出書類について②

【証明書類例】

例1) 博士課程在学中に出産し育児に専念した期間が通算90日以上あった。しかし特に休学手続はとらなかった。

→ 本事業の趣旨に鑑み、原則としては休学をした上で出産・育児に専念した者の申請を想定しています。しかしやむを得ない事情があり、休学せずに研究中断をすることとなった場合、その状況を説明する文書とともに、当該の期間が出産・育児に専念するための研究中断期間であることについて、在籍大学の研究科長又は研究科長に相当する方(※)が証明する公印付の書類を提出してください。

※ 指導教員による文書は「公的書類」には該当しないと判断します。



海外特別研究員-RRA事業の提出書類について③

例2) 常勤の研究者として勤務していたが、配偶者の出産に伴い育児に専念する期間を作るため、雇用先と交渉してパートタイム勤務にしてもらった。パートタイム勤務期間中は、研究に専念できなかった。

→ パートタイム勤務の期間が育児に専念するため研究に専念できなかった研究中断期間に相当することについて、雇用主が証明する書類を提出してください。その際、フルタイムの場合とパートタイムの場合とで勤務時間がどの程度異なるかがわかる書類も併せて提出してください。

例3) 常勤の研究者として勤務していたが、家族の介護のために休職した。休職期間は、研究に専念できなかった。

→ 当該休職が家族の介護のための研究中断期間であることについて、雇用主が証明する書類を提出してください。

問い合わせ先



申請に関するお問合せはこちらまで

○海外特別研究員事業担当

東京都千代田区麹町5-3-1 麹町ビジネスセンター

独立行政法人日本学術振興会 海外派遣事業課

電話: (03)3263-0925

Email: kaitoku-s@jsps.go.jp

